

寛城子事件に至る在華日本領事館警察の 自国民保護の実像

霍 耀 林

1. はじめに
2. 寛城子事件の経過
3. 事件における法的な動き
4. 長春における邦人保護の実像
5. 結論

1. はじめに

十九世紀後半、中国は西洋列強にむりやりに近代的条約外交システムに引き込まれ、従来のいわゆる朝貢システムから脱出し、近代の法的整備が進んでいた。この中で、日中両国の関係も再調整を必要とする段階に進まざるを得なくなった。特に、日清戦争後、中国の敗戦によって、日本は一躍して東洋の巨大国として西洋列強と伍し、中国における特殊権益の掠奪をはじめた。中国が利権を奪われた過程とそれに対する抵抗の間、整備されつつあった法的なシステムの動きや役割は重要な課題として注目に値する。本稿は寛城子事件を通して、この点について検討したい。

一九一九（大正八）年七月十九日、寛城子¹で当地の吉林軍は日本軍と戦闘を交え、日本軍が十八名戦死、重軽傷十五名、中国軍が十三人死亡、重軽傷二十数人を出す重大な事件が発生した。この事件は寛城子事件²と呼ばれている。

この事件について従来の研究はまず張作霖軍閥の形成期において、張作霖が事件を利用

1 寛城子は長春の北側、中東鉄道寛城子駅一帯を指す。別称、二道溝。

2 この事件は日本側が寛城子事件、中国側が長春事件と呼ばれている。本稿の事件に関する主要な参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正八年第二冊（下）』（1970）、以下は『文書八年』と略する。「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03030291000、大正中期ニ於ケル政務局第一課所管支那関係懸案要領（1-1-2-94_001）（外務省外交史料館）」。中国側は『中華民国外交部檔案』03-33-015-01から03-33-015-02まで、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、以下は番号のみ記す。『奉系軍閥檔案史料彙編』（第3冊）（遼寧省檔案館編、江蘇省古籍出版社1990）。

して、反対勢力の駆逐や、事件をめぐる日本の対応や、東三省を統一するに当たって、自己の勢力を伸張するため、日本との抱合関係の形成など行ってきたと指摘した。³ 近年になると、事件が発生した当時、中国本土が英米と協調しながら権益を求めるのに対して、満蒙において原敬内閣が「鮮満防衛」体制の構築を試みようとする研究も出てきた。⁴

このように、先行研究は様々な視点からこの事件を分析してきたが、事件についての近代法的システムにおける検討は明白に欠落している。周知のように、一八九六（明治二十九年）年、「日清通商航海条約」の締結によって、日本はこれを中国における領事裁判権⁵を獲得した。この領事裁判権行使の上、犯罪捜査に関する検事の補佐として司法警察官を、検事又は司法警察官の補助として司法警察吏の随属することを必要とするので、中国における領事館の警察⁶を配置するようになった。

領事館に警察附設に関する中国側の認諾について、間島をめぐる日清間の協約交渉、即ち、明治四十二年八月十七日中国外交部より日本国に送った「将来ノ商埠ハ清国自ラ先ツニ、三カ所ヲ開キ埠界ヲ画定スヘシ埠内ニ於テハ各国ヨリ領事館ヲ設置シ約ニ照シテ通商スルコトヲ承諾スヘシ埠内ノ行政警察及各種ノ工程ハ凡テ清国ノヲ弁理シ領事館ニ司法警察ヲ附設シ専ラ当該国居留人民ノ召喚訊問ノミヲ掌リ商埠外ニ及ホスコトヲ得サルモトス」を根拠にし、少なくとも商埠地外国人の居住及び貿易のため、開放地内において日本司法警察の行使を容認すると思われる。⁷

3 藤本博生『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函3、京都：同朋舎、1982、92-94頁。林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応：日本外交史研究 外交と世論」『国際政治』(41)、122-142、1970年。水野 明『東北軍閥政権の研究：張作霖・張学良の対外抵抗と対内統一の軌跡』東京：国書刊行会、1994年、109頁。野村浩一「満州事変直前の東三省問題：日本外交史研究 日中関係の展開」『国際政治』(15)、71-86、1961年。白井勝美「一九一九年の日中関係」『史林』(3)、1960年。松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」(『史学研究』、第192号、1991)、53-70頁、同「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の駆逐」(横山英、曾田三郎編「中国の近代化と政治的統合」、溪水社、1992)、199-229頁。Gavan McCormack, *Chang Tso - lin in Northeast China, 1911-1928* (Stanford, 1977) を参照。

4 服部龍二「『鮮満防衛』体制の模索」『社会文化科学研究』第4号、39-68頁、2000年。

5 第二十二條、清国ニ於テ犯罪ノ被告トナリタル日本国臣民ハ日本国ノ法律ニ依リ日本国官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ処罰スヘシ

清国ニ在ル日本国臣民ニ対シ犯罪ノ被告トナリタル清国臣民ハ清国ノ法律ニ依リ清国官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ処罰シヘシ。(『官報』第四千二號、1896年10月29日、内閣官報局)

6 領事館警察全般に関する先行研究として荻野富士夫『外務省警察史』(校倉書房2005年)：満州事変までの中国での領事館警察については、副島昭一「中国における領事館警察」『和歌山大學教育学部紀要人文科学』第39集、1990年；中国の外事警察制度に関しては川島真「中国外事警察制度之形成」(甘懷真他編『東亞視域中的国籍、移民與認同』台湾大学出版中心、2006年)、83-100頁を参照。

7 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、1996～2001年。第五卷、206頁。以下は復刻版の巻数、頁数のみを記す。

一八九六年十月十九日清国と日本の間で調印された専管居留地に関する議定書第一条において「新開通商市港場ニ日本専有ノ居留地ヲ置クコトヲ妥定シ道路管轄及ヒ地方警察ノ権ハ日本領事ニ専属スルモノトス」、また第三条では「日本政府ヨリ請求ノ上ハ早速上海天津厦門漢口等処ニ日本専有ノ居留地ヲ設クルコトヲ允スヘシ」と定められた。これによって日本は専管居留地の警察権を領事が掌握することが決められた。ただし、この議定書ではあくまでも租界に限られるのであり、非租界地域にまで警察権が及ぶことについては、何ら明文上の規定はなかった。しかし、他方では領事の日本人保護取締の権能は租界外にも及ぶことになり、その領事の職務を執行する警察官の任務の範囲も租界外に及ぶことになったのである。⁸

これによって、日中両国は領事警察の配置問題をめぐり、対立するようになった。⁹ 中国は領事警察権を中国国家主権の侵害とし、再三にわたって抗議をした。にもかかわらず、日本は在外居留民の保護取締や権益擁護などを主要な任務として強引に中国駐在公使館・領事館に警察官を配置するようになった。この寛城子事件は後述するように南満州鉄道長春駅夫の船津藤太郎が中国兵に殴打されたことによって引き起されたのである。この単純な日本人殴打事件が両軍の衝突事件に発展していく過程における領事警察の動きは注目に値する。事件発生後、領事警察はどのように対応したのか、また、どのような役割を果たしたのか。これを糸口にし、清末から民国初期にかけての近代日中両国の法的システムを背景とした中国における領事館警察の邦人保護の実像を明らかにしたい。

2. 寛城子事件の経過

一九一六年四月、張作霖が段芝貴に代わって奉天盛武將軍督理奉天軍務兼奉天巡按使として任命され、以後中央の北京政府と相対的に自立して着々と勢力の拡大を図りつつあった。一九一八年、張作霖は東三省巡閱使に任命され、名目的には東三省を制覇するようになった。しかし、吉林都督の孟恩遠は袁世凱が天津小站練兵の時の部下であり、袁世凱の嫡流として、長年の功勞を自負し、反張作霖の立場を堅持し、張作霖にとって東三省統一の最大の障害となった。

一九一九（大正八）年五月四日、「五四運動」が勃発、張作霖は同運動の東三省への波及防止に全力を尽くしたと同時に、孟恩遠を吉林から駆逐する活動がついにスタートした。六月、張は吉林財政紊乱を口実に孟恩遠を弾劾し、彼の退陣を迫った。張の策略は一時に成功したが、孟の部下の腹心の一人であり、姻戚関係もある高士儻第一師長は強硬な主戦策を取り、吉林独立と宣言して開戦の準備を積極的に行った。両軍は吉林を中心に対

8 副島昭一「中国における領事館警察」『和歌山大學教育学部紀要人文科学』第39集、1990年、65-66頁。

9 梶居佳広「国際問題としての領事館警察小論：ワシントン会議からリットン報告書まで」『人文學報』106、2015年、97-124頁を参照。

峙するようになりつつ、隣の長春も戦雲に覆われるようになった。¹⁰ 七月十四日、吉林軍第三混成旅二団は命に応じて、戦備のため、ハルビンから農安へ赴く途中、寛城子で幕営をした。

長春は当時元々ロシアが経営していた中東鉄道の南の最終駅（寛城子駅）である一方、日露戦争によって、日本に譲渡した南満州鉄道の起点でもある。

日露戦争後、ポーツマス講和条約の締結によって、日露両軍は順次撤退するようになった。かわりに、中東鉄道守備兵のみが駐留した。日本は一九〇五年九月、関東総督府が創立、満州駐劄師団の二個師団と大連湾要塞諸部隊を隷下に置いた。一九〇七年三月、遼陽に司令部を置く一個師団のみが二年交代で駐留した。これを補うように独立守備大隊が発足した。これは六大隊で編制され、同月に全部隊が満洲に着任した。¹¹ ロシア革命後、日中米ソは中東鉄道をめぐって競争が激しくなってきた。¹² このような背景に、日本は一九一九年一月（大正八年）、在ハルビン歩兵一中隊（歩兵第二十七聯隊第五中隊）を寛城子に増加し、其の小隊を密門に配置した。¹³

かかる時機において、七月十九日、寛城子事件が勃発した。当日午前十一時満鉄長春駅夫船津藤太郎たる者が寛城子日本守備隊付近を歩行中、同地幕営中の吉林軍混成第三旅第二団の兵士二十人に殴打され昏倒した。同地を通りかかった日本人がこれを見て直ちに同地日本守備隊に報告した。守備大隊長林少佐は大隊副官住田（米次郎）中尉、谷中尉下士卒四名と共に被害の現場に急行させ、同時に中国軍隊露営の天幕より約二百メートル突なる寛城子中央東側村端まで将校の指揮を以て、兵三十名警備のため出動させた。住田中尉以下は中国軍露営地に至った時、被害者がすでに他の日本人の助けにより日本守備隊兵営に送られたため、中国幕営に行った。孟（奎魁、孟恩遠の甥）団長が不在のため、第一、第三営長及び第二営古参連長に面会して、日本人を殴打した加害者の取り調べを求めた。営長らはこれを承諾したが、暴行兵士が第二営に所属しているため、該営連長に取り調べを依頼して、同営長の帰来時に会った。直ちに調査を要求する際団長帰営の情報が入ったため、該営長は休憩するに日本将校を天幕に請い入れようとした一刹那突然数発の弾丸が天幕に飛来した。該営長は中止を命じたが、効果がなく、幕営付近から一斉に激烈な射撃

10 詳細は林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応：日本外交史研究 外交と世論」『国際政治』(41)、122-142、1970年を参照。

11 麻田雅文「中東鉄道警備隊と満洲の軍事バランス：1897-1907年」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集（17）、2006年、89-90頁を参照。

12 中国はロシア革命後にハルビンで起きた騒擾を奇貨として、中東鉄道沿線を制圧し、空席であった理事長のポストには、吉林省長郭宗熙を送り込んだ。（麻田雅文『中東鉄道経営史』名古屋大学出版会、2012年、50頁を参照。）

13 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C14030415600、戦時月報 大正8. 1～8. 5（防衛省防衛研究所）」

が開始された。これによって、日中将校らは四方に散開した。¹⁴

戦闘の経過について、日本側当事者の一人松岡大尉の話によると、射撃が開始してから、日本将校らは撤退しようとしたが、弾丸が雨のように下し、進行できなかった。中国兵は予め準備を整えたように見張りをしていた日本三十名の部隊及び守備隊営舎に対し、射撃を集中した。日本軍は何等戦闘の準備がなく、死傷者が頻出して、後方にある家屋に入ったが、中国巡警数名が背後から攻撃された。当日正午頃、日本軍応援部隊の到着により、中国軍は漸次北の方に退却した。

この事件によって日本側十八人が死亡、十七人の負傷者が出た。中国側は十三名が死亡、負傷者二十余名であった。後の日本守備隊の松岡大尉の話によると、営長ら中国将校は日本将校に対する態度は終始慇懃にして厚意的であった。中国側の証言については、事件発生後、軍隊を撤退させたため、収集できなかった。

事件発生後翌日の二十日、在長春森田（寛蔵）領事は内田（康哉）外務大臣宛に事件に関する詳細な報告を出した。この報告に対して、二十二日、内田外務大臣はいくつかの疑いを提起し、事件発生の原因および他の実情について、森田領事に再び調査の訓令を發した。このほか、二十一日日本在旅順関東庁より事件調査のため赤塚（正助）外事部長、関東軍司令部より浜面（又助少将）参謀長を現地に急派した。¹⁵

日本側のこの慎重な事件調査態勢に対して、中国側は事件発生後の二十三日、当地道尹（陶彬）が孟团长の通知に接した。その内容によれば、事件発生の原因は日本側森田領事の調査と全く一致していると述べた。但し、事件最初に発射した中国兵は奉天よりの間者ではないか¹⁶として調査中であると言明した。¹⁷

事件発生後、二十日、第一師高（士儻）師長は高山（公通）守備隊司令官、森田領事と当地日本領事館で会合し、当地方に対する暫定治安維持法¹⁸を發布した。二十一日、中国

14 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A04017276000、寛城子事件ノ顛末単02142100（所蔵館：国立公文書館）；大正八年七月二十日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第92号「文書八年」987頁；03-33-015-01-015を参照。

15 大正八年七月二十一日、在旅順林関東庁長官より内田外務大臣宛、至急秘第78号『文書八年』983頁。

16 この事件が奉天からの間者の策謀によって起きたかどうかについては、日本側の調査の中でその疑いも生じてきたが、いずれもその証跡がなかった。

17 大正八年七月二十四日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第83号「文書八年」988頁。

18 (一) 寛城子ニ於ケル巡警ヲ全部七月二十日引払フコト；(二) 第一着ニ南嶺ノ砲兵ヲ付属地ヨリ三十支里以外ニ退去セシムルコト；(三) 第二着ニ歩兵及騎兵夫々従来裴中將ノ部下ナリシモノ二百五十名ヲ限り城内及北門外ニ残留セシメ其他ノ付属地周囲ニアル軍隊ハ総テ付属地ヨリ三十支里以外ニ退去セシムルコト但シ南嶺ノ歩兵四營輜重兵三營ヲ除クモ此ノ部隊ニ対シテハ支那側ニ於テ責任ヲ以テ嚴重之ヲ取締ルコト；(四) 南嶺ノ砲兵ノ退去ハ即時之ニ着手シ七月二十一日迄ニ完了スルコト其他ノ付属地ノ周囲ニアル軍隊ノ退去ハ其大部分ヲ七月二十二日迄ニ残余ヲ七月二十四

陸軍部より北京日本公使館に使者を送り、事件発生にして遺憾の意を表したほか、大総統が本件の報告を接すると激怒して直ちに該団長及び營長を免職することを伝えた。二十三日、北京政府は大総統令を公布、日本側の事件解決の要求を出す前、先に事件に関する責任者の処罰の命令を下した。

該団營カ長春ニ駐劄シ近隣ノ軍ニ接スル必ニ如何ニモ節制申スヘキニ乃チ平時漫ニ約束スル所ナク該団營長ハ實ニ咎ヲ辞シ難シ陸軍部ヲシテ職名ヲ查明シ先ツ免職セシム師長高士儻カ擅ニ軍隊ヲ長春附近ニ調集シ重案ヲ釀致セルハ尤モ謬妄ニ属ス師長ノ職務ヲ免シ（中略）孟恩遠ハ軍符ヲ縮シ紀律ヲ嚴申スル能ハス亦タ必ニ得ヘキノ咎アルモ既ニ転任シタレハ鮑貴卿ヲシテ迅速赴任交代シ一切ノ善後処置ヲ為サシム¹⁹

北京政府が公布したこの大総統令は自発的且つ敏速的に事件責任者の処分を行われた。これを日本政府の諒解を得たうえで、八月十五日、内田外務大臣は在北京小幡公使及び在奉天赤塚総領事宛にて電報を發し、事件に関する解決条件を提示した。その要求として、（一）大総統令の全文を公文にして帝国政府へ遺憾の意を表す。（二）大総統令に基づき、張巡閱使は事件責任者の査弁を了し、その結果を帝国領事館に通報する。（三）直接指揮者たる將校及び暴行加担の下士卒及び凌虐を行った者を嚴重処罰する。（四）巡警が暴行に加入の有無を查明、事実としたら直屬指揮者を処分する。（五）将来のため、最も有効なる方法を取ることを保障する。（六）南滿州鐵道株式会社長春駅夫々の被害事件に関し、在長春帝國領事と支那当局の間に別に協議を行う。²⁰

このような要求条件は後に多少の修正、増補を加え、九月九日、中国外交部に提出した。同時に、日本側は日本の事件解決に対する公正、寛大な態度を表明するため新聞記者に漏洩した。十月八日、一ヶ月の交渉を経て、中国側は日本が提出した解決案をほぼ全部受諾することに至った。

3. 事件における法的な動き

この事件が発生した原因について、日本側の調査によると、長春駅夫船津藤太郎が殴打された事件の前、中国兵は輜重などの軍需品を運送するため滿鉄附屬地及び附屬地内の車

日迄ニ完了スルコト；（五）今後附屬地ヨリ三十支里以内ニ軍隊ヲ入レントスル場合ニハ在長春領事ニ対シ通知ノ上其ノ承認ヲ經キコト；（六）此ノ際一切附屬地ニ支那兵ヲ出入セシメザルコト但シ日本領事ノ許可書ヲ有スルモノヲ除ク。（大正八年七月二十一日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第73号、『文書八年』、982頁。）

19 七月二十三日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛、公第297号、『文書八年』、987頁。

20 八月十五日、内田外務大臣より在中国小幡公使及び赤塚總領事宛、『文書八年』、995頁。

馬を徴発した。しかしながら、日本官憲はこの徴発が日本居留民の生活に支障を及ぼすと
して、強く警告したことがあり、中国兵の不満を招いた。事件発生前日の十八日、附属地
内で日本人が雇用した馬車の強要を制止した日本人の巡査は中国兵に暴行を加えられ、負
傷した事件が発生した。²¹

ここでの満鉄附属地は日露戦争後、日本はポーツマス条約の規定によりロシア帝国が経
営していた東清鉄道の南満州を受け継いだ際²²、そのまま鉄道附属地制度も継承した由来
がある。日本はこの附属地において所有権のみならず、行政権なども行使した。²³ このこ
とから考えると、日本官憲が中国軍の満鉄附属地で車馬の徴発に対して干渉したことは不
当ではないと考えられる。ゆえに、十七日、日中両方のこの摩擦に関し、東清鉄道東路司
令官旅長高俊峯は附属地内において絶対に馬車の徴発をしないと日本側に誓約した。勿
論、日本側のやりかたが中国兵士の日本官憲に対する不満を生ずさせることは極めて正常
で言うまでもない。しかしながら、十八日に発生した中国兵が日本人巡査を殴打した事件
は明確に中国兵の不法な行動であったことがわかる。このほか、森田領事は、中国兵が多
数を持ち日本軍を無視して軍用道路を無断通過し、日本守備隊兵舎附近の禁煙場所で喫煙
したことなどを調査報告書の中で指摘した。このことは史料がないため事実かどうか確認
できないが、不当であることは疑いない。十八日に日本巡査の殴打事件が発生した後、日
本領事館の交渉に応じ、高旅長の同意を得、中国側は二道溝東西両橋に兵士を派遣して軍
の行動を監視するようになった。日本側もこれに対して、橋の北側に数人を派遣して厳し
い検査をした。しかし、長春には当時兵隊が多く滞在しており、市内から駐屯地まで、二
道溝附属地が避けて通ることができない道であるため、両国の検査が却って大きな不便を
もたらした。十九日午後一時、当地道尹兼交渉員陶彬はこれについて再び日本領事館に訪
れ交渉した際、日本人が中国兵に殴打された情報を聞いた。

この長春駅夫船津藤太郎たる日本人が中国兵に殴打された事件はその前日の殴打事件と

21 前述の在長春森田領事、関東庁赤塚外事部長、関東軍浜面参謀長のそれぞれの調査報告の中で共
に指摘した。

22 「日露両国講和条約及び追加約款」第六条「ロシア帝国政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鉄道及
其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附属スル一切ノ権利特権及財産利益ノ為ニ経営セラルル且清
国政府ノ承諾ヲ以テ日本帝国政府ニ移転譲渡スヘキコトヲ約ス」（『JACAR（アジア歴史資料セン
ター）Ref. A03020652399、日露両国講和条約及追加約款・御署名原本・明治三十八年・条約十月
十六日』）

23 南満州鉄道附属地内ニ於ケル帝国ノ行政権ハ前述ノ「ポーツマス」条約及満州ニ関スル日清小村
条約ニ依リ同条約締結当時露国ノ東清鉄道附属地ニ於テ行使シ来リタル行政権ヲ寛城子以南ノ鉄道
ニ就キ其儘継承シタルモノニシテ支那及露国ハ其際帝国行政権ノ行使ニツキ何等ノ制限又ハ条件ヲ
附スルコトナカリシナリ（『JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03030296100、大正末期ニ於
ケル亜細亜局所管東亜関係懸案要領（1-1-2-96_001）（外務省外交史料館）』。詳細は大野太幹「1920
年代満鉄附属地行政と中国人社会」『現代中国研究』第21号、92-121頁を参照。

同じく、一種の民事事件に過ぎず、一九〇八（明治四十一年）年発布した勅令「関東都督府官制中改正」²⁴によると、日本居留民保護の責任に当たる日本領事館が当然の処置機関として積極的に対応するはずである。しかしながら、当地の日本守備隊は事件の報に接すると直ちに行動を取った。事件の現場に人を急行させるうえ、将校を派遣して中国軍露営地に至った。前述のように、長春当地駐屯の日本軍を含め、満州における日本守備隊は、元々日露戦争後、「満州二関スル日清条約」の附属協定第二条「若シ満洲地方平靖ニ帰シ外国人ノ生命財産ヲ清国自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ日本国モ亦露国ト同時ニ鉄道守備兵ヲ撤退スベシ」²⁵及びポーツマス講和条約追加約款第三項「両締約国ハ満州ニ於ケル各自ノ鉄道線路ヲ保護セムカ為守備兵ヲ置クノ権利ヲ留保ス該守備兵ノ数ハ一キロメートル毎二十五名ヲ超過スルコトヲ得ス」²⁶で定められた鉄道守備条件で留まった。その目的は「独立守備大隊ハ関東都督ニ隷シ南満州鉄道（鉄道線路及之ニ附属スル電線其ノ他財産ヲ含ム以下同シ）ノ守備ニ任ス」²⁷のように、あくまで租借地であった関東州の守備及び南満州鉄道附属地の警備などとした。また、「独立守備大隊勤務令」で定めたように、守備隊長は守備区域内で地方行政に干渉できない、加えて、鉄道に関する法令を犯す者について、事実を調査の上、憲兵あるいは警察官に引き渡すべきであるとしていた。²⁸ 本件は鉄道に関する犯罪でもなく、一種の殴打事件に過ぎず、守備隊の職責以外だと考えられる。にもかかわらず、守備隊は領事館より先に行動を取った。この意味で、当地守備隊の反応は過激だと言わざるを得ない。この点について、日本内田外務大臣も事件発生後の二十二日に、疑義の念を抱き、在長春森田領事宛に訓令を發し、次のような問題を突きつけた。

（前略）我軍隊ハ何故ニ普通ノ警察事故ト認メラルヘキ事件ニ関シ当然ノ保護機関タル我領事館ニ事件ヲ移送スルコトナク自ラ支那軍隊当局ニ直接ノ交渉ニ及ヒタル次第ナリヤ

24 第二十四条ニ左ノ一項ヲ加フ、領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌル者ハ上官ノ命ヲ承ケ鉄道線路ノ警察事務ヲ掌理ス（外務省『外務省警察史』復刻版第七巻、168頁；JACAR. Ref. A01200027500（第6画像目）、公文類聚・第三十二編・明治四十一年・第二巻・官職一・官制一・官制（内閣・宮内省・外務省・内務省）関東都督府官制・関東都督府職員官等給与令・関東都督府職員特別任用令中ヲ改正シ・在南満州帝国領事館附警察官ニ関スル件ヲ定ム（国立公文書館）などを参照。）

25 JACAR. Ref. A03020693900（第7画像目）、御署名原本・明治39年・条約1月29日・日清間満州ニ関スル条約（国立公文書館）。

26 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020652399、日露両国講和条約及追加約款・御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日」。

27 JACAR（アジア歴史資料センター）. Ref. C03022855100、軍務局・独立守備大隊勤務令制定の件（防衛庁防衛研究所）。

28 「（守備）隊長ハ守備区域内ト雖地方行政ニ干渉スルコトヲ得ス（中略）其ノ他鉄道ニ関スル法令ヲ犯ス者アルハ之ヲ取り押ヘ其ノ事実ヲ調査シ犯人軍人軍属ナルハ軍法会議ノ審判ニ附スル手續ヲ為シ又ハ憲兵ニ交付シ其ノ他ハ憲兵若ハ警察官ニ交付スベシ」（JACAR（アジア歴史資料センター）. Ref. C03022855100、軍務局・独立守備大隊勤務令制定の件（防衛庁防衛研究所）。

若シ又領事館ニ予メ何等協議アリタルモノトセハ領事館ニ於テハ如何ナル措置ヲ執リタルヤ等ノ諸点ニ関シ彼我双方並ニ第三者ノ有スル的確ノ証拠ニ基キ詳細ニ事実ノ真相ヲ突留メ電報アリタク（後略）²⁹

当地領事館の前日の殴打事件の対応と比べてみると、内田外務大臣がこの事件の対応に対する疑問を持つのは、極めて合理的で意外ではない。同じく普通の警察事件として、前日の事件に対して、当地日本領事館は外交交渉員兼道尹の陶彬を通して調査、解決などの交渉を行ったにもかかわらず、この事件でなぜ当地守備隊は領事館に移送することなしに、直接中国軍隊当局と交渉したのか。内田外務大臣のこの疑問に対して、森田領事は守備隊が日本人被害の凶報に接し、救護のため、看護卒などを派遣したと解釈した。彼はまた、守備隊が事件の真相を取り調べるため、中国軍幕営地へ向かって赴くと同時に、電話で領事館に日本人被害の事実を報告したと説明した。そして、領事館は電話を受け次第、神田警部に警部補一名、巡查五名を引率させ、現場に急行を命じたと弁解した。衝突の原因について、森田は当時守備隊が交渉中中国兵逃亡の見張りとして、中国軍幕営に二百メートル離れた所に兵員数十名を駐留したことが中国側の誤解を招いたと推測した。³⁰

当地日本守備隊が事件現場に赴くと同時に領事館に電話で報告したにもかかわらず、領事館が行動を取る前に、守備隊が出動したことは妥当な処置とは言えない。実際に、前述のように、事件の情報が当地日本領事館に入った際、長春道尹陶彬はちょうど日本新山（学習）領事官補と前日事件のことについて交渉中であった。そして、日本守備隊がすでに出動したと聞くと、直ちに撤退の要求を該領事に出した。しかしながら、領事館の要求に応じて、守備隊長が撤退の命令を下した際、衝突はすでに起こっていた。³¹ つまり、領事館は守備隊の不当行動を意識して、矯正を試みたが、間に合わなかった。この事件が発生した原因を考えると、当該事件は一種の民事事件に過ぎないにもかかわらず、守備隊が敢えて積極的に出動し、中国軍当局と直接交渉を行ったことが事件を起こした主因と言える。換言すれば、まさにこの守備隊の不当行動が事件を起こした根源である。

このほか、前述のように、事件発生後、翌日の二十日、当地治安維持のため、高士儼師長は森田領事、当地守備隊高山司令官と「暫定治安維持法」の協定を結んだ。この協定の内容を検討するに先立ち、三人夫々の身分に注意するべきだと考えられる。前述のように、ポーツマス条約により南満州鉄道附属地において、日本は行政権を行使している。治安維持を考慮すると、当地領事館と守備隊は鉄道附属地における日本側の代表としてふさわしくないとは言えない。しかしながら、高士儼師長は当地鉄道附属地以外中国側の行政長官

29 八月十五日、内田外務大臣より在長春森田領事宛、第52号、『文書八年』、985頁。

30 七月二十八日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第105号、『文書八年』、991頁。

31 03-33-015-01-015。

ではない上、治安維持の責任者でもなく、その身分はあくまでも当時吉林軍の事実上の最高責任者であるだけで、日本と治安維持の協定を結ぶことは実に法的な根拠がないことであった。さらに、治安維持法の第一条「寛城子ニ於ケル巡警ヲ全部七月二十日引払フコト」は最も疑わしい項目である。中国巡警らはまさに治安の任に当たるのだが、高士儼師長は職権がないにもかかわらず、日本側の巡警らの退去させる要求に直面して、何も反対の意もなしに協定を結んだ。

このように、事件が発生する前後のことを日中両方の法的根拠を比較して考量してみると、事件発生後の日本側の調査報告に沿って考えれば、事件は当地日本守備隊の積極的な行動によって起こされたと推定できるだろう。つまり本来は日本人が中国兵に殴打された事件にすぎず、居留民保護の責任者たる当地日本領事館が当地中国の交渉員を通じ、事件の対応に取り組むはずなのだが、守備隊が領事館より先に行動を取ったことで事件が引き起された。ここで注意すべきは、居留民保護の任に当たる領事館が普段どのようして在留居留民の保護に取り組んでいたのか、なぜ守備隊は領事館が行動を取る前に積極的に出動したのかということである。この問題について、日本が長春に領事館を設置して以来の居留民保護の例の考察を通して明らかにしたい。

4. 長春における邦人保護の実像

日清戦争後、日本は中国内地における貿易、経済の利益を求めため、領事館の設置も積極的に進めていた。日露戦争の後、日本は中国東北地方、いわゆる満州におけるロシア帝国の勢力の南下を抑制することに成功し、加えて、南満州鉄道の獲得により、満州における権益も得た。これに伴って、従来それほど重視されなかった当地の状況も一変し、日本人の進出が頻繁になってきた。

一九〇四年日露戦争が勃発、一八九七年から設置された牛莊領事館（營口）は一時閉鎖された。七月、日本軍が營口を占領したことによって、八月領事館の業務を再開するようになった。これと同時に、当地在留日本人の増加によって警察事務も大幅に増加するため、領事館から巡査の派遣を上申した。これに対し外務省は警視庁から巡査二名を外務省巡査として採用、牛莊に派遣した。³² これは東北地方における領事館警察派遣のはじまりであった。

一九〇六年、日露戦争が終結後、占領地域の軍政の継続をめぐる日本政府内での方針の対立が存在したが、最終的には軍政の撤廃が決定され、七月以後、軍政を漸次領事に引継ぐよう命令が出された。これと並行して、各地で日本領事館の設置が進められた。³³ こ

32 副島昭一「中国における日本の領事館警察」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第39集（1990）、67頁。

33 副島昭一「中国における日本の領事館警察」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第39集（1990）、67頁。

のような風潮の中で、長春領事館は奉天領事館分館として当年十一月十五日に開館した。領事館警察署にも当年までは警部一名、巡査八名が配属された。³⁴

長春領事館開館の前、当年十月二十日、奉天領事萩原（守一）総領事は外務大臣宛てに次のような電報を送った。

長春ハ其ノ重要ナル地位ニ顧ミ本邦人ノ取締ニ付テハ今ヨリ充分ノ注意ヲ要スル所昨今本邦人数百名入込ミ忌ムベキ行動ヲ為ス者少カラズ此際右等本邦人ノ行動ヲ取締リ他日開放ノ場合ニ我方ニ利益ナル素地ヲ作り他面ニハ露国官憲ノ行動ヲ監視シ併セテ鉄道連絡点ニ於ケル我利権ヲ保護スル為同地ノ開放ヲ待タズ当館出張員ノ名義ニテ他日開放ノ場合ニ領事トナルベキ者ヲ今ヨリ出張セシメ置ク様取運ヒアラバ好都合ナルモ若シ其ノ運ビニ至ラザル場合ニハ書記生及警部各一名ヲ不敢出張セシメラレ度シ³⁵

この時期、長春はまだ開放地ではないにもかかわらず、日本人の進出が頻繁になるに伴い、いわゆる「不良日本人」の取締も急務のひとつとなった。この取締によって他日当地が開放になると日本側の利益の素地を作れることや、ロシア官憲の監視ができる一方、鉄道連絡点における日本側の利権も保護できると萩原（守一）が外務省に進言した。

ここでは、いわゆる「不良日本人」の取締の任務を担当しているのは領事警察官である。しかしながら、中国にとって、「未開放」の地域において日本が警察の配置を進めていたことは、言うまでもなく、中国の主権の侵害である。中国政府もこの点について、再三にわたって抗議をしたが、日本は全く無視して警察網を拡充する一方であった。

長春における在留日本人の状況について、一九〇六年十二月七日に、長春分館の柴田主任が林外務大臣に宛てた報告によると、長春における日本人の事業の開拓状況は未だに秩序がなく、混沌たる状態であった。当地に開業した日本人商店は三井物産会社支店、煙草専売出張所およびマッチ製造に従事する以外、五、六売春を営む料理店あるのみである。最も遺憾とするところは当地に在留した日本人の中で、二、三の真面目な商人を除き、多くの者が中国人を欺瞞し、一時の利用を貪ろうとしており、当地中国人からの不信を招いたと陳述した。彼はまたこの状況が開拓地で常に免れないことであっても、将来事業経営を阻害するため、これらの不良者の取締をしなければならないと警察による取締の必要性を述べた。³⁶

ここでは、当時長春に進出した日本人は二、三「真面目」な商人以外、殆どいわゆる「不

34 『外務省警察史』第七巻、92頁。

35 『外務省警察史』第七巻、91頁；萩野富士夫『外務省警察史—在留民保護取締と特高警察機能』校倉書房、2005年、156頁。

36 『外務省警察史』第七巻、93頁。

良者」の状況が分かる。では、日本政府に重視されている「不良日本人」の「不良」とは具体的にどういうことだろうか。一九〇六年七月一日奉天領事館令第四号（明治四十一年十月二十一日警察犯処罰令トシテ制定セリ）³⁷によると、強制的な売買、技芸の演出による報酬を求め、路上の規則を守らないこと、異様な衣服を着ること、伝染病の隠蔽、夜中の喧噪などの事項を犯す者が取締の対象となった。当然、刑事的な犯罪事件を起こした者は刑法によって処罰すると決められた。このほか、芸妓や酌婦についても厳しく取締規則を制定した。

この時期、規則や法令に違反する日本人居留民を厳しく処罰するだけでなく、領事警察に対してもその不当、不法行為の取締を徹底した。

一九〇六年十一月、遼陽領事館兼子初男巡査は頻繁に酒色の巷に出入りしたため、厳しく訓戒を加えられたが、改悛の情がなく、外務省に上申されたうえで免職された。翌月、当領事館在勤の柏木広巡査は内勤勤務の便利さを利用して官印を盗用した疑いがあるほか、当地業者から強いて金銭の借り入れたことも確認されたため、厳重に処分された。一九〇七年七月、長春領事館孟家屯派出所勤務中の稲童丸巡査は度々無頼の徒と共に酒楼に出入り、甚だしき金銭の取賄もおこなったため、免職された。同年、鉄嶺領事館在勤の山岡康、坂井再二巡査は酒楼に流連し、警察官吏の職を瀆がしたため免職された。³⁸

このような実例はこの時期において枚挙にいとまがない。このため、一九〇七年五月、外務省は「近來在滿州帝國領事館警察官は往々酒樓ニ出入リ、粗暴挙動ヲ為スモノスクナカラズ」、本来風紀維持の任に当たる警察がこのような「行為ニシテ為ニ官職ノ威嚴ヲ損シ人民ノ取締ヲ忽ニスルニ至ル甚ダ不都合ノ次第」、頗る遺憾だと考え、矯正の方法を取るよう在滿州各領事館に所属している警察官の行動に関する訓示を發した。³⁹ ここから当

37 奉天及其ノ附近ノ日本人ニシテ左ニ列挙スル事項ノ一又ハ数項ヲ犯シタル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以内ノ拘留ニ処ス

但刑法ニ正条アル者ハ各本条ニ拠テ処断ス

一、正当ノ事由ナクシテ当領事館ノ召還ニ応セス又ハ指定ノ時刻ニ出頭セルモノ；二、警察官吏ノ戸口調査ニ対シ事実ヲ告ケサルモノ；三、強テ物品ヲ売買シ又ハ強テ合力ヲ求メ又ハ他ノ謝絶ニ拘ハラズ技芸ヲ演シテ報酬ヲ求ムルモノ；四、路上ニ於テ故ラニ人車ノ通行ヲ妨ケ又ハ喧嘩争論及人ノ驚愕スヘキ噪鬧ヲ為シ或ハ之ニ参加シ又ハ教唆誘導シタルモノ；五、路上ニ於テ放歌高声シ制止ヲ肯セサルモノ；六、男子ニシテ帽子ヲ冠ラス外出シ又ハ男女装姿ヲ換ヘ其ノ他異様ノ容装ヲ為シ猥リニ路上ヲ徘徊スルモノ；七、裸体又ハ袒裼シ或ハ股脚及足部ヲ露シ又ハ其ノ他ノ醜態ヲ為シ路上ヲ行歩スルモノ；八、伝染病者ヲ隠蔽シ其ノ届出ヲ為ササルモノ；九、自己又ハ他人ノ為ニスル目的ヲ以テ自己又ハ他人ノ族籍身分職業氏名年齢ヲ詐称シタルモノ；十、制止ヲ肯セスシテ午前一時以後遊戯ノ為歌舞音曲ヲ為シ他喧噪シテ他ノ安眠ヲ妨ケタルモノ。（外務省『外務省警察史』復刻版第七卷、142頁）

38 『外務省警察史』第七卷、77、86-87、98頁。

39 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B15100871400、在滿州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件（6-1-2-49）（外務省外交史料館）。

時日本政府は中国における領事警察に対する不当、不法行為の取締を厳しく実施したことがわかる。

このように、日本は当時中国に進出した一般の日本人居留民や法的根拠がないまま派遣した領事警察の行為を厳正に管理監督した。一方、監督された領事警察の居留民取り締まりや保護の状況はどうだったのだろうか。同じく実例を取り上げ、検討してみたい。

一九〇六年九月、鉄嶺の西五十清里にある後網戸屯において中国の演劇の興行に参加した三、四十人の日本人は各自の賭博場を開いていた中国兵士十三、四名と衝突闘争した。結果として日本人宮下松之助、坂下藤松は銃創を受け、搬送中、宮下は死亡した。領事館は直ちに危害を加えた中国兵士の逮捕処罰を要求した。調査の上で、故意ではないため過失行為とみなし、中国の刑法によって過失傷罪として当中国兵を一年禁錮及び罰金百四十圓に処罰した。罰金の中の百圓は宮下遺族扶助料とし、四十圓を坂下の治療費として支払った。⁴⁰

この衝突事件について、まず事件の発生地は鉄嶺当地で当事者は中国兵士と日本人在留民であり、衝突発生後、当地の日本領事館は中国側に加害者の逮捕、処罰を要求し、事件経緯についての調査責任者は中国側官憲で依拠した法律は当時の清国刑法であったことなどが確認できる。このような事件および処理の手続きから、事件は「日清通商航海条約」が規定された領事裁判権に沿って解決したことが分かる。

一九〇七年六月二十二日、鉄嶺火神廟町後方の溝梁内に死体が発見された。急報に接した領事警察が現地を検証した結果、他殺によるものと認め、直ちに犯人の捜査に着手した。同日午後加害容疑者久保田太郎は西門外の路上で逮捕された。後に調べた結果、この殺人事件の首謀者たる明法寺金五郎並びに同人の妻が死者日本人小林一郎を自宅に招き、殺害したことを自白した。⁴¹

この事件は前述の事件と違って、加害者と被害者の両方とも中国に在住の日本人である。しかしながら、これも「日清通商航海条約」が規定された領事裁判権に準ずる事件である。ゆえに、事件の調査、審理、処刑などはすべて当地領事館の主導によって日本の刑法に沿って処理された。

上記のような例は、この時期の中国においてまだ大量に存在する。ここから、領事警察官は酒樓への出入りや粗暴な行動などをしながら、「日清通商航海条約」で日本に付与した領事裁判権に則って領事館当地で発生した事件に対処したことがわかる。

しかし、領事裁判権は元々戦勝国が強行的に押し付けたため、現地の官民からの反発は想像できる。とりわけ、日本は中国政府が再三にわたって抗議をしたにもかかわらず、強引に各領事館に警察を配置して、中国の警察権を侵害した。そこで、衝突が免れないこと

40 『外務省警察史』第七卷、78頁。

41 『外務省警察史』第七卷、80頁。

になった。

一九〇七年八月一日午後三時、長春府北門外に中国人煙草行商千書閣は日本人前川源作と煙草代金請求のため、争いを引起した。長春領事館分館警察が加害者の中国人を引致する際、七、八十人の中国人に包囲され、棒などで殴打せられ、制服も奪われた事件が発生した。⁴² 事件の急報に接した領事館は直ちに当地中国政府と嚴重交渉して、制服の取り戻しや事件の発頭人の引致、嚴重処分を要求した。

この事件の発頭人千書閣は煙草行商として当地で大きな勢力を持っていた。事件の具体的な詳細は今明らかにできず、領事警察の行動が当地日本居留民の生命財産の保護という警察の職権の範囲を超越したかどうかとも判断しづらいが、中国の大商店との間の衝突事件として取り扱うならおそらく問題がないだろう。

まさに、この時期の領事警察の粗暴な行動は対象者の身分、財産などの区別がなかったため、当地中国官憲からの不満も漸次蓄積してきた。これは後の中国の日貨排斥運動のような強い反発を招いた遠因とも言える。勿論、このような強行的な行動は当地日中間の関係の緊張をもたらしただけでなく、日本の満州経営の大計にも悪影響を与えた。まさにこの原因で、前述のように、一九〇七年五月、外務省は「在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示」を通して領事警察の行動を厳しく取締まった。ここから日本外務省は領事警察の不当、不法行動についてははっきり認識したはずだと考えられる。このような状況は中華民国ができて相変わらず続いていた。

一九一三（大正二）年五月、在奉天日本領事館総領事は牧野伸顕外務大臣宛に「南満州日本警察官の支那人に対する態度に関し稟申の件」⁴³の電報を發した。その中で、「長春ニ於ケルボイコットノ根源ハ同地警察署ニ於ケル支那人犯罪者ニ対スル処置ノ稍苛酷ナリシニ胚胎シ其結果同地方ニ起リシ日貨排斥熱ハ南満州一帯ニ蔓延セントセシ」のように長春におけるボイコットの根源が警察の中国人に対する苛酷なる処置にあるとはっきり指摘して、南満州殊に鉄道沿線各地における日本警察官の中国人に対する態度は穩当を欠くこと、前年度の相当身分ある中国人犯罪容疑者に対する警察官の審問がやや苛酷であったことなどを懸念し、常に警察官に嚴重加筋したことを表明した。また、中国人の過度な刺激を避けるため、警察官の行動について、当地中国人官民の感情を考慮し、大商店の支配人のような中国人容疑者の審問に際した拷問、拘禁中の変死などに注意し、意外な物議の引き起しを避けるよう提議した。

ここでは、中華民国ができてから、南満州鉄道沿線各地で領事警察の中国人に対する粗暴な行動がまだ続いていたことがわかる。特に、相当な身分がある中国人に対する苛酷な

42 『外務省警察史』第七卷、100頁。

43 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B15100871400、在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件（6-1-2-49）（外務省外交史料館）。

扱いが多くの中国人の不满を招くと懸念して、当地駐在の領事警察の行動の指導監督を在奉天日本総領事は外務省に要請した。

この提議に対して、当年七月、牧野外務大臣は福島関東都督に次のような訓令を發した。

南滿州各地方ニ駐在スル我警察官憲ハ南滿州ニオケル我特殊ノ地位ニ鑑ミ支那側ニ対シ十分威厳ヲ保ツト共ニ警察権ノ執行ニ当ヘハ平素極メテ慎重ナル考慮ヲ用イ苟クモ他ヨリ非難攻撃ヲ受ケルガ如キ事態ヲ發生セスメサル様注意スヘキ⁴⁴

牧野は奉天総領事からの提議を殆ど受け入れ、警察官憲が日本居留民の安寧利害を図る一方、中国人に対する侮蔑をせず、できるかぎり中国側との物議をひき起さないように平素適切な指導監督を行うよう命じた。しかし、牧野外務大臣のこの訓令は当時の実情を変えなかったと考えられる。

一九一三年九月十五日午後四時ごろ、日本駐長春領事館警務署の宮木巡查は私服で城内を視察中、荷車を牽いていた中国人に足を引き掛けられた。その中国人と交渉した時、付近に立哨した中国巡警は多数の巡警を呼集し宮木巡查を殴打したうえ、巡警分局に引致しようとした。この報告に接した当地日本督率守備隊第一大隊第四中隊長は中隊を率い、救援のため、城内に向かった。途中、日本警務署員十名に対し、略同数の中国巡警は突然発射して退却しようとした。そこで、日本守備隊の一部は中国巡警を追跡し、主力は中国巡警分局に向かった。日本警務署員らは宮木巡查を暴行した中国巡警を捕縛し、護衛しつつ、帰途に立った。中国巡警を追跡させた守備隊の一部は途中他の中国巡警分局の家屋内から十五、六発の射撃をうけ、直ちに散開、射撃を開始した。結局、分局内に侵入し、逃げ遅れた巡警二名、小使一人を捕まえ、小銃、軍刀等を多数虜獲して憲兵に引き渡した。⁴⁵

この事件について、中国側は全く違う説があるのだが⁴⁶、史料が乏しいため、今その真

44 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B15100871400、在滿州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件 (6-1-2-49) (外務省外交史料館)。

45 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C03022316100、密大日記 大正2年 4冊の内1 (防衛省防衛研究所)

46 『時事彙報』という雑誌は「二次革命後之対日交渉」という記事が二次革命後の対日交渉として、当時発生した、南京事件、漢口事件、昌黎事件、長春事件などを報道した。それによると、事件はだいたい以下の通り：午後七時頃、長春東三道街日本料理店喜楽亭の前、一人の日本人が犬一匹を引いてしゃがみ込んでいる。梨売りの荷車を牽いている中国人王振聲がその前を通した時、該日本人は荷車を押し倒した。よって二人は喧嘩するようになった。その間、該日本人は料理店の遊女何人呼び出し、王振聲を殴打した。立哨の中国巡警は解決できなくて、巡警分局に連れて行った。その際、通った日本人が当地守備警察署に報告して、直ちに四十人のぐらゐの日本人を調集し、それぞれ棒を持って巡警分局に押し寄せてきた。王振聲を引致したいが、区長が拒絶したため、帰り道で巡警二人を縛り、街中引き回した。九時頃日本守備隊は百余名が巡警分局に殺到して、発砲しながら巡警二人、手伝いの一人を縛った。このほか、銃、弾丸、刀などを全部略奪され、多数の物品も打ち砕かれた。(『二次革命後之対日交渉：第五、長春事件』『時事彙報』1914年第2期9頁。)

相の判明が難しい。しかし、たとえ上記の日本側の事件報告に即して考えても、事件が単に荷車が宮本巡査の足を轆いたことによって引き起こされたことが分かる。仮に宮本巡査が本当に多数の中国巡警に殴打されたとしても、事件はあくまでも一種の民事事件であるのみで、守備隊が出動するまでもなかった。

一九一六（大正五）年八月十三日、当地に在留する日本人の吉本（喜代吉）が、中国人の魚売りに対し三十銭の魚に十銭しか支払わず、両者の争いをひき起した。その様子を通りかかった中国兵士が見て憤慨し、吉本を殴打した。負傷した吉本は当地領事館出張所の川瀬（松太郎）巡査に申告した。川瀬は鎮守使署に赴いたが交際員が不在のため、直ちに二十八師団に行き司令官に面会を求め、衛兵に拒絶されて進入できなかった。そこで、川瀬は吉本に同伴して直ちに鄭家屯に駐屯していた日本守備隊に援助を要請した。井上隊長は直ちに松尾（彦治）中尉に兵員二十名を率いて川瀬と同行するように命じた。日本側が再び二十八師団部に赴いた際、守備隊の松尾中尉が軍刀で中国軍門衛の右手を切断したことによって日中両軍の衝突が起きた。事件発生後、中国軍に包囲された鄭家屯に駐屯する日本軍を救済する名目で、日本陸軍は多数の増援軍隊を派遣し、強硬な態度で軍用電線を架設した。そして、中国軍を三十里より遠方へ撤退させることや、日本の警察を駐在させること、鄭家屯当地の実質占領などを迫った。⁴⁷

ここでは、事件が発生した前提、つまり、日本軍が鄭家屯当地に駐屯することは元々法的な根拠がないことに留意しておく必要がある。それでも、当時在北京日本公使館の林（権助）公使が「川瀬巡査が従来慣行とは云いながら当該地方官憲に交渉することを為さず、直接軍隊に向かいて談判を試みんとし、剩え其の行動の頗る常軌を逸したる、（中略）我外務省巡査が斯かる場合に於いて何等出兵を要求し得る権限無きに拘らず、守備隊長が軽々しく之に応じたる」と批判し、川瀬巡査が軍事力を背景に中国と交渉することの妥当性や鄭家屯に日本軍が進駐する法的根拠を有するののかについて疑問を投げかけた⁴⁸。

このように、この時期になると、在華日本領事警察の行動の横暴、跋扈さが更に強くなったことがわかる。

この長春における日本領事警察の発展の歴史の中で寛城子事件を再考すると、事件が普通の殴打事件から日中両軍の衝突事件に発展していく過程において、領事警察などに関する近代な法的なシステムは存在していたが、役割があんまり果たせなかったことが分かる。このようなことは寛城子事件だけではなく、日本が長春で領事館を設置してからずっと続いていた現象である。とりわけ、「南満」鉄道に駐屯した日本守備隊は「邦人保護」の名目で、領事警察の職権を積極的に代行し、地方行政の関与を通して、独自の権益を求

47 「鄭家屯事件についての一考察」を参照。

48 八月十八日、在中国林公使より石井外務大臣あて、第744号、『文書五年』604頁。井上勇一「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』85(12)、62頁を参照。

めようとしていた動きに注意しなければならない。

5. 結論

日清戦争後、日本は「日清通商航海条約」の締結により、中国における領事裁判権の獲得に成功した。さらに、これを根拠にし、中国における領事警察権を要求した。しかし、警察権が明白に中国の主権を侵害したため、中国側が再三に亘って抗議をしたものの、日本は居留民の保護取り締まりを口実に中国の抗議を棚上げにして、警察網の拡充に力尽くした。日露戦争が終結後、日本は南満州鉄道の獲得により、満州における権益の擁護を進めていた。これに伴って、当地における日本人の進出も頻繁になりつつあった。この状況を背景にして、日本は満州における権益を擁護するため各地に領事館を積極的に設置するようになった。さらに、この時期に日本の当地における秩序は乱れており、事業の展開もまだ正規な軌道に乗らず、いわゆる「不良」日本人の取り締まりも急務の一つとなった。ゆえに、領事警察の派遣も全力を挙げた。

日本は満州における居留民の保護取締りのはたを掲げ、「不良」日本人を取り締りながら、領事警察自身に対しても厳しく監督した。これを近代的な法的システムが整備されつつあった背景から考えると、法に則って行動するという錯覚を起させやすい。しかし、この仮面の裏に、元々法的な根拠なしに派遣した領事警察の行動が当地における中国人の日本に対する不満を煽る以上に、常に当地に駐屯する日本守備隊から助力を仰ぎ、当地中国人を圧迫したという事実があったことは見逃せないと考えられる。ごく普通の日中民間人の争闘事件が最後に日中両国の軍隊の衝突事件に発展していった過程からもわかるように、法的な措置を取らずあるいは法的システムが動かないことは日中衝突した事件を引き起した主因となった。

寛城子事件に即して考えると、当事件は張作霖の策略により起されたといううわさも日中両国の当局の耳に入った。しかし、この事件の発生、発展、解決の段階においての法的な動きの考察をしたことより、領事警察の横暴、当地守備隊の強硬はまさに事件を引き起した根源であると分かる。また、この横暴や強硬は一時的なものではない、領事警察が派遣された当初からずっと実在した。このことから、寛城子事件の発生は偶然的なことではないと言えるだろう。

キーワード 寛城子事件、領事警察、邦人保護、鉄道守備隊

(HUO Yaolin)

